主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負擔とする。

理 由

論旨は「最高裁判所における民事上告事件の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律第一三八号)一号乃至三号のいづれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められないから右論旨については調査しない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、全裁判官一致の意見によつて、 主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

_	精	山	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	/]\	裁判官
郎	八	Ħ	藤	裁判官